

函館市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、「本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について」を対象として、行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月18日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

## 平成29年度 行政監査結果報告書

### 1 監査のテーマ

本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について

### 2 監査の目的

本市において、公務遂行上公用車の使用は欠かせないものとなっているが、多額の維持管理費を要することから、経済的・効率的な利用等が求められるところである。

本庁舎においては、各部局ごとによる車両の管理を改め、総務部総務課が平成14年度から段階的に集中管理を進めており、平成29年9月末現在、共用利用を目的とした88台の車両（以下「共用車」という。）が管理されているところである。しかし一方では、各支所や各部局所管の外部施設にあるもの、さらには本庁舎においても特定の目的のため各部局で管理しているものなど、集中管理を行っていない車両も数多く存在する。また、公用車が不足している施設や、時間外に外勤等を行わなければならない部局においては、私有車の公務使用を認めているところでもある。

このような状況の中、本庁舎の共用車以外の公用車の配置や管理状況、さらには私有車の公務使用などが適切に行われているかを検証し、今後の市政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

### 3 監査の対象部局

(1) 本庁舎の共用車以外に公用車を所有し、使用する全部局。

対象となる車両については、特殊車両等を除き、職員が外勤する際に使用する普通乗用車、小型自動車、軽自動車を対象とした。

(2) 私有車の公務使用の承認を受けている職員が所属する全部局。

### 4 監査の実施期間

平成29年7月25日から平成30年2月26日まで

## 5 監査の実施内容

監査にあたっては、対象部局に対し調査票の提出を求めるとともに、公用車の管理に係る事務等が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、監査における主な着眼点は次のとおり。

- (1) 公用車の保有・管理状況は適切か。
- (2) 公用車の利用状況は適切か。
- (3) 事故の防止対策は適切か。
- (4) 公務使用する私有車の届け出等の状況は適切か。

## 6 監査の結果

### (1) 部局別保有状況について

(平成28年度末現在)

区 分	車 種 (台)					(台) 計	(台) うちリ ース	(%) リ ース 率	(%) 構 成 比	区 分	車 種 (台)					(台) 計	(台) うちリ ース	(%) リ ース 率	(%) 構 成 比
	普通 乗用 車	小 型		軽 乗用 車	軽 貨物 車						小 型	小 型		軽 乗用 車	軽 貨物 車				
		小型 乗用 車	小型 貨物 車									小型 乗用 車	小型 貨物 車						
企画部				1		1	1	100.0	0.5	港湾空港部		1			6	7	7	100.0	3.3
総務部	2					2	1	50.0	0.9	戸井支所	3		1	2	1	7	3	42.9	3.3
財務部			1			1	1	100.0	0.5	恵山支所	2		1	1	1	5	1	20.0	2.3
競輪事業部		1		1		2	2	100.0	0.9	楸法華支所		1	2			3	1	33.3	1.4
市民部	1	1	1	4		7	4	57.1	3.3	南茅部支所		3	1	1	4	9	8	88.9	4.2
保健福祉部	6	2	8	14	5	35	25	71.4	16.4	消防本部	1	3				4	1	25.0	1.9
子ども未来部				5		5	5	100.0	2.3	教育委員会事務局	1	2	2		4	9	4	44.4	4.2
環境部	3	3	7	14	3	30	5	16.7	14.0	議会事務局	1					1	0	0.0	0.5
経済部			1			1	1	100.0	0.5	農業委員会事務局	1					1	1	100.0	0.5
観光部	1					1	0	0.0	0.5	企業局	5	1	9	18	20	53	26	49.1	24.8
農林水産部	1		3			4	3	75.0	1.9	病院局	2	4	3		1	10	5	50.0	4.7
土木部	2	1	9	1	2	15	7	46.7	7.0	合 計	32	23	50	62	47	214	112	52.3	100.0
都市建設部			1			1	0	0.0	0.5	構成比	15.0	10.7	23.4	29.0	22.0	100.0	52.3		

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

車種区分の定義 (道路運送車両法に基づく)			
普通	排気量2000cc以上	長さ4.7mを超える	乗用車 乗車定員10人以下
小型	排気量660~2000cc	幅1.7m以下 長さ3.4mを超え4.7m以下	貨物車 ライトバン、ミニバン、トラック等
軽	排気量660cc以下	幅1.48m以下 長さ3.4m以下	

部局別保有状況については、保有台数の多い部局から順に、企業局が53台で構成比24.8%、保健福祉部が35台で16.4%、環境部が30台で14.0%となっており、監査対象部局は24部局、車両については214台となっている。また、そのうち112台(52.3%)がリース車両

となっている。

車種区分については、多いものから順に、軽乗用車が62台で構成比29.0%，小型貨物車が50台で23.4%，軽貨物車が47台で22.0%となっている。

## (2) 車両の配置状況について

(平成28年度末現在)

区分	所管課等	(台)台数	配置支所・施設	(台)台数	(%)構成比	区分	所管課等	(台)台数	配置支所・施設	(台)台数	(%)構成比																			
総務部	秘書課	2	本庁舎	33	15.4	戸井支所	地域振興課	4	戸井支所																					
財務部	管理課	1				戸井支所	市民福祉課	2																						
市民部	国保年金課	3				産業建設課	1																							
保健福祉部	交通安全課	3				教育委員会	生涯学習部戸井教育事務所	1	恵山支所	地域振興課	3	恵山支所		8	3.7															
	管理課	1				市民福祉課	2																							
観光部	障がい保健福祉課	1				環境部	埋立処分場	1	環境部	生涯学習部恵山教育事務所	1	7	3.3																	
	観光企画課	1				概法華支所	地域振興課	1		概法華支所	市民福祉課			1																
農林水産部	企画調整課	1				土木部	施設管理課	2	概法華支所	産業建設課	1	保健福祉部	東部保険事務所	3	9	4.2														
	水産課	1					道路建設課	3		教育委員会	生涯学習部概法華教育事務所		1																	
	農林整備課	2					公園河川整備課	3		企業局	管理部東部営業所		2																	
都市建設部	都市整備課	1				都市建設部	都市整備課	1	南茅部支所	地域振興課	9	南茅部支所		10	4.7															
	港湾空港部	管理課					1	港湾空港部		管理課	2					教育委員会	生涯学習部南茅部教育事務所	1												
教育委員会	生涯学習部管理課	1				議会事務局	庶務課	1	消防本部	庶務課	2	消防本部																		
	生涯学習部文化財課	1					農業委員会	管理課		1	救急課					1														
議会事務局	庶務課	1				企画部	企画管理課	1	消防本部	消防指令センター指令1・2課	1	4	1.9																	
農業委員会事務局	管理課	1					企画部	企画管理課		1	教育委員会事務局			生涯学習部博物館	1	市立博物館	1	0.5												
競争事業部	事業課	2				競輪事業部	事業課	2	市営函館競輪場	2	0.9	教育委員会事務局	学校教育部北海道教育センター	1	0.5															
市民部	健康増進課	2				市民部	国保年金課	1	総合保健センター			企業局	管理部総務課	6	企業局庁舎															
	保健福祉部	地域保健課					2	健康増進課					2	管理部料金課				3												
保健福祉部	生活衛生課	6				子ども未来部	保健予防課	3	子ども未来部	次世代育成課	1	19	8.9	企業局	管理部業務課	7	上下水道部管路整備室	29	13.6											
	保健福祉部	母子保健課					4	子ども未来部		母子保健課	4				上下水道部管路整備室	13														
保健福祉部	食肉検査所	1	保健福祉部	食肉検査所	1	0.5	保健福祉部	湯川福祉課	7	湯川支所	7	3.3	企業局	上下水道部浄水課	11	赤川高区浄水場・水質試験所	11	5.1												
保健福祉部	湯川福祉課	7	保健福祉部	湯川福祉課	7	3.3	保健福祉部	亀田福祉課	6	亀田支所	6	2.8	企業局	上下水道部終末処理場	4	旭岡浄水場	2	0.9												
保健福祉部	はこだて療育・自立支援センター	3	保健福祉部	はこだて療育・自立支援センター	3	1.4	保健福祉部	環境総務課	5	環境部庁舎			企業局	上下水道部終末処理場	4	南都下水終末処理場	4	1.9												
環境部	環境推進課	4	環境部	環境推進課	4	26	12.1	環境対策課	2	環境部	環境対策課	2	環境部	環境総務課	5	環境部	環境推進課	4	環境部	環境対策課	2	環境部	清掃事業課	15	環境部	埋立処分場	3	七五郎沢廃棄物最終処分場	3	1.4
	環境対策課	2		環境部	埋立処分場			3	七五郎沢廃棄物最終処分場		3	1.4		企業局	交通部事業課		4	駒場車庫		5	2.3									
	清掃事業課	15		環境部	埋立処分場			3	七五郎沢廃棄物最終処分場		3	1.4		病院局	管理部庶務課		4	市立函館病院					病院局	管理課		6	2.8			
経済部	商業振興課	1	経済部	商業振興課	1	0.5	経済部	維持課	6	維持課管理事務所	6	2.8	病院局	恵山病院	2	恵山病院	2	0.9												
土木部	維持課	6	土木部	維持課	6	2.8	港湾空港部	管理課	4	ふ頭管理事務所	4	1.9	病院局	南茅部病院	2	南茅部病院	2	0.9												
港湾空港部	管理課	4	港湾空港部	管理課	4	1.9		合計		214	100.0																			

※ 支所等に併設もしくは隣接する施設については車両の配置場所を支所等とした。  
 ※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

車両の配置状況については、本庁舎を含め全部で29箇所あり、配置台数の多い施設から順に、本庁舎が33台で構成比15.4%，企業局庁舎が29台で13.6%，環境部庁舎が26台で12.1%，総合保健センターが19台で8.9%となっている。

(3) 車両管理等の経費について

(平成28年度中)

区 分	(台) 保有台数	(円) 計	車両管理等の経費 (円)			
			燃 料 費	車 検	修繕および部品 交 換 等	年 間 リ ー ス 料
企画部	1	140,709	7,221	0	0	133,488
総務部	2	940,768	269,326	0	76,722	594,720
財務部	1	399,067	88,027	0	0	311,040
競輪事業部	2	464,323	78,115	0	0	386,208
市民部	7	1,210,383	229,856	204,690	50,077	725,760
保健福祉部	35	7,635,665	1,506,503	531,627	636,342	4,961,193
子ども未来部	5	1,135,497	191,361	0	147,096	797,040
環境部	30	7,163,379	2,856,113	1,052,317	1,155,078	2,099,871
経済部	1	475,174	69,526	0	0	405,648
観光部	1	386,435	130,087	0	256,348	0
農林水産部	4	1,433,403	415,125	0	149,958	868,320
土木部	15	4,449,995	1,266,320	838,144	215,015	2,130,516
都市建設部	1	145,510	36,204	55,717	53,589	0
港湾空港部	7	2,324,859	437,978	0	313,069	1,573,812
戸井支所	7	1,383,162	356,141	84,364	275,346	667,311
恵山支所	5	1,537,587	190,281	517,084	156,302	673,920
榎法華支所	3	651,930	169,300	140,616	82,814	259,200
南茅部支所	9	2,758,458	357,404	74,898	127,159	2,198,997
消防本部	4	389,406	247,885	63,740	35,337	42,444
教育委員会事務局	9	2,183,546	318,878	561,020	172,766	1,130,882
議会事務局	1	186,509	75,512	110,997	0	0
農業委員会事務局	1	679,157	149,093	0	0	530,064
企業局	53	10,203,034	2,443,934	1,767,970	1,351,306	4,639,824
病院局	10	3,713,353	948,148	472,843	288,434	2,003,928
合 計	214	51,991,309	12,838,338	6,476,027	5,542,758	27,134,186

車両管理等の経費については、金額の多い部局から順に、企業局が10,203,034円、保健福祉部が7,635,665円、環境部が7,163,379円となっている。

(4) 公用車を本庁舎に配置する理由について

(平成28年度末現在)

区 分	本庁舎に車両を配置している理由について (件)							所管課・台数等	
	緊急に対応すべき業務のため				た 来 め 対 応 や 送 迎 に 使 用 す る	使 用 補 助 等 が あ り た り た り の 機 関 的 な 理 由 か ら	確 保 す る た め に 可 能 な 車 両 を		た 休 日 ・ 時 間 外 の 稼 働 が 多 い
	対 主 に 自 然 災 害 等 へ の	※再 掲 や 主 市 有 地 等 の 管 理 物	等 主 へ の 市 民 か ら の 要 求						
総務部					○			秘書課 2台	
財務部	○		○					管理課 1台	
市民部						○	○	国保年金課 3台、交通安全課 3台	
保健福祉部	○			○		○		管理課 1台、障がい保健福祉課 1台	
観光部							○	観光企画課 1台	
農林水産部	○	○				○	○	企画調整課 1台、水産課 1台、農林整備課 2台	
土木部	○	○						用地管理課 1台、施設管理課 2台、道路建設課 3台、公園河川整備課 3台	
都市建設部	○			○				都市整備課 1台	
港湾空港部	○		○					管理課 1台、港湾課 2台	
教育委員会事務局					○	○		(生涯)管理課 1台、(生涯)文化財課 1台	
議会事務局					○			庶務課 1台	
農業委員会事務局	○	○					○	管理課 1台	
件 数	7	3	2	2	3	4	2	3	合計 33台

※ 理由については複数回答形式とした。

公用車を本庁舎に配置する理由については、12部局が共用車以外に車両を配置しており、「緊急に対応すべき業務のため」という理由が7件、「国・道・その他の機関から補助等があり特定の目的で使用するため」が4件、「来賓対応や送迎に使用するため」、「休日・時間外の稼働が多いため」がそれぞれ3件となっている。また、「緊急に対応すべき業務のため」の中では、「主に自然災害等への対応」が3件と最も多くなっている。

(5) 車種別の走行距離について

(平成28年度中)

区 分		2千km	2千km	4千km～	6千km～	8千km～	1万km	計		
		未満	4千km未満	6千km未満	8千km未満	1万km未満	以上			
車 種	普通乗用車	台数 (台)	6	11	6	2	2	5	32	
		構成比 (%)	18.8	34.4	18.8	6.3	6.3	15.6	100.0	
	小型乗用車	台数 (台)	5	7	3	4	2	2	23	
		構成比 (%)	21.7	30.4	13.0	17.4	8.7	8.7	100.0	
	小型貨物車	台数 (台)	10	16	8	3	6	7	50	
		構成比 (%)	20.0	32.0	16.0	6.0	12.0	14.0	100.0	
	軽	軽乗用車	台数 (台)	5	19	23	6	4	5	62
			構成比 (%)	8.1	30.6	37.1	9.7	6.5	8.1	100.0
		軽貨物車	台数 (台)	9	12	15	5	4	2	47
			構成比 (%)	19.1	25.5	31.9	10.6	8.5	4.3	100.0
	合 計		台数 (台)	35	65	55	20	18	21	214
			構成比 (%)	16.4	30.4	25.7	9.3	8.4	9.8	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

車種別の走行距離については、全体では、走行距離の多いものから順に、2千km～4千km未満が65台で構成比30.4%、4千km～6千km未満が55台で25.7%、2千km未満が35台で16.4%となっている。

なお、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車については、2千km～4千km未満が最も多く、それぞれ11台で34.4%、7台で30.4%、16台で32.0%、軽乗用車、軽貨物車については、4千km～6千km未満が最も多く、それぞれ23台で37.1%、15台で31.9%となっている。

(6) 車種別の稼働日数について

(平成28年度中)

区 分		50日 未 満	50日～ 100日未 満	100日～ 150日未 満	150日～ 200日未 満	200日 以 上	計		
車 種	普通乗用車	台 数 (台)	4	4	10	9	5	32	
		構成比 (%)	12.5	12.5	31.3	28.1	15.6	100.0	
	小 型	小型乗用車	台 数 (台)	3	1	10	5	4	23
		構成比 (%)	13.0	4.3	43.5	21.7	17.4	100.0	
	小型貨物車	台 数 (台)	5	7	11	12	15	50	
		構成比 (%)	10.0	14.0	22.0	24.0	30.0	100.0	
	軽	軽乗用車	台 数 (台)	1	8	7	24	22	62
			構成比 (%)	1.6	12.9	11.3	38.7	35.5	100.0
		軽貨物車	台 数 (台)	7	3	13	9	15	47
			構成比 (%)	14.9	6.4	27.7	19.1	31.9	100.0
	合 計		台 数 (台)	20	23	51	59	61	214
			構成比 (%)	9.3	10.7	23.8	27.6	28.5	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

車種別の稼働日数については、全体では、稼働日数の多いものから順に、200日以上が61台で構成比28.5%、150日～200日未満が59台で27.6%、100日～150日未満が51台で23.8%となっている。

なお、普通乗用車、小型乗用車については、100日～150日未満が最も多く、それぞれ10台で31.3%、43.5%、小型貨物車、軽貨物車については、200日以上が最も多く、それぞれ15台で30.0%、31.9%、軽乗用車については、150日～200日未満が最も多く、24台で38.7%となっている。

(7) 年間稼働日数が50日未満の車両について

(平成28年度中)

区 分		計	稼働日数が少ない理由 (台)				
			か平 ら成 取28 得年 度途 中	更も平 新し成 をく29 はは年 なり度 い度 ！！！ 廃 ス車	た非 め常 確時 保・ 緊急 時の	使乗備 用車品 等運 に搬特 化多 し人数	そ の 他 の 理 由
車 種	普通乗用車	4	1		1	1	1
	小 型	小型乗用車	3	3			
		小型貨物車	5		1	1	3
	軽	軽乗用車	1		1		
		軽貨物車	7	4	1	1	1
合 計		20	8	3	3	4	2

年間稼働日数が50日未満の車両については、該当する車両が20台あり、稼働日数が少ない理由については、「平成28年度途中から取得」という理由が8台で最も多く、「備品運搬・多人数乗車等に特化して使用」が4台、「平成29年度廃車もしくはリース更新をしない」、「非常時・緊急時のため確保」がそれぞれ3台となっている。

その他の理由については、「当該年度に限って外勤理由が少なかった」、「当該車両を使用して管理、監督を行う工事が減少した」というものであった。

(8) 部局別の車両の年間平均稼働日数について

(平成28年度中)

区分	配置支所・施設、所管課等 (5台以上配置施設 内訳)	台数(台)	平均稼働 日数(日)	区分	配置支所・施設、所管課等 (5台以上配置施設 内訳)	台数(台)	平均稼働 日数(日)
企画部		1	43	都市建設部		1	142
総務部		2	197	港湾空港部		7	191
財務部		1	158	戸井支所		7	102
競輪事業部		2	185	戸井支所	地域振興課	4	
市民部		7	168	戸井支所	市民福祉課	2	
本庁舎	国保年金課	3		戸井支所	産業建設課	1	7
	交通安全課	3	6				102
保健福祉部		35	168	恵山支所		5	68
湯川支所	湯川福祉課	7	197	恵山支所	地域振興課	3	
亀田支所	亀田福祉課	6	185	恵山支所	市民福祉課	2	5
総合保健センター	健康増進課	2					68
	地域保健課	2		概法華支所		3	143
	生活衛生課	6		南茅部支所		9	82
	保健予防課	3	13	南茅部支所	地域振興課	9	82
子ども未来部		5	234	消防本部		4	112
総合保健センター	次世代育成課	1		教育委員会事務局		9	103
	母子保健課	4	234	議会事務局		1	140
環境部		30	177	農業委員会事務局		1	194
環境部庁舎	環境総務課	5		企業局		53	148
	環境推進課	4		企業局庁舎	管理部総務課	6	
	環境対策課	2			管理部料金課	3	
	清掃事業課	15	26		管理部業務課	7	
経済部		1	197		上下水道部管路整備室	13	29
観光部		1	123				142
農林水産部		4	201	赤川高区浄水場・水質試験所	上下水道部浄水課	11	11
土木部		15	165	駒場車庫	交通部事業課	4	
本庁舎	用地管理課	1			交通部施設課	1	5
	施設管理課	2					174
	道路建設課	3		病院局		10	158
	公園河川整備課	3	9	市立函館病院	管理部庶務課	4	
維持課管理事務所	維持課	6	6		事務局医事課	1	
					事務局医療連携課	1	6
				合計		214	154

※ 平均稼働日数については、小数点以下を四捨五入した。

※ 1部局で車両を5台以上配置する施設のみ再掲した。そのため、部局の台数と施設の計は一致しない場合がある。

部局別の車両の年間平均稼働日数については、多いものから順に、子ども未来部が234日、農林水産部が201日、総務部と経済部が197日、農業委員会事務局が194日となっている。

企画部、恵山支所、南茅部支所は、年間平均稼働日数が100日を下回る結果となっている。



(9) 安全運転管理者等について

(平成28年度末現在)

区 分	所管課等	(台)		(人)		区 分	所管課等	(台)		(人)		
		台数	配置支所・施設	管安 理者 運 転	副 管安 理者 運 転			台数	配置支所・施設	管安 理者 運 転	副 管安 理者 運 転	
保健福祉部	はこだて療育・自立支援センター	3	はこだて療育・自立支援センター	1		消防本部	庶務課	2	消防本部			
	生活衛生課	6	総合保健センター	1			救急課	1				
	清掃事業課	15	環境部庁舎	1	1		消防指令センター 指令1・2課	1			1	
環境部	埋立処分場	3	七五郎沢廃棄物最終処分場	1		議会事務局	庶務課	1	市役所本庁舎		1	
土木部	維持課	6	維持課管理事務所	1	1	企業局	管理部総務課	6	企業局庁舎			
戸井支所	地域振興課	4	戸井支所				管理部料金課	3				
	市民福祉課	2					管理部業務課	7				
	産業建設課	1			1		上下水道部管路整備室	13			1	1
恵山支所	地域振興課	3	恵山支所				上下水道部浄水課	11		赤川高区浄水場・水質試験所		1
	市民福祉課	2					上下水道部終末処理場	4		南部下水終末処理場		1
楨法華支所	地域振興課	1	楨法華支所				交通部事業課	4		駒場車庫		
	市民福祉課	1				交通部施設課	1		1			
	産業建設課	1			1	病院局	管理部庶務課	4	市立函館病院			
南茅部支所	地域振興課	9	南茅部支所				事務局医事課	1				
							事務局医療連携課	1			1	
				合 計				117	16		3	

安全運転管理者等については、安全運転管理者が16人、副安全運転管理者が3人配置されている。

安全運転管理者制度は、車両を使用する事業所等の交通事故防止を目的とするもので、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項において、安全運転管理者の選任基準、また、同条第4項において、副安全運転管理者の選任基準が規定されている。安全運転管理者については1事業所あたり5台以上の車両を保有、もしくは乗車定員11人以上の車両を1台以上保有する場合に選任し、副安全運転管理者については、1事業所あたり20台以上の車両を保有する事業所において選任することとされている。

安全運転管理者等の主たる業務は、運転者の運転知識・技能の把握および指導、異常気象時等の安全確保、運転日報の管理などであり、毎年、公安委員会実施の安全運転管理者講習を受講しなければならないとされている。

本市においては、概ね1施設内の1つの課を事業所としての最小単位とみなし安全運転管理者の配置を行っている。なお、基準台数には満たないが、安全運転管理者、副安全運転管理者を選任しているのは、今回監査の対象とならなかった特殊車両等を保有しているためである。しかしながら、湯川支所内の湯川福祉課、亀田支所内

の亀田福祉課においては、それぞれ5台以上の車両を保有しながら安全運転管理者を配置していなかった。

なお、安全運転管理者の選任を要しない台数の車両を保有する課については、総務部総務課の定める「函館市庁用車両管理要綱」（昭和53年10月1日施行。以下「車両管理要綱」という。）において、車両の適正管理に資するため、安全運転管理員を配置し、安全運転管理者に準ずる業務を行うこととされている。

(10) 事故の状況について

(平成28年度中)

事故の区分 (件)			計
自損事故	衝突事故	その他	
5	1	1	7

事故の状況については、自損事故が5件、衝突事故、その他がそれぞれ1件という結果となっている。いずれの事故にも人的な被害はなかった。

その他の事故の内容については、走行中、対向車線側から箱状のものが飛来し、車両に接触したものである。

(11) 私有車を公務使用する職員について

(平成28年度中)

区 分	認私め有ての車に公務使用を	車施設に配置する公用	主に私有車の公務使用を認める理由				均1走行あたり距離の年間平	
			な施設に公用車が	め不足している公用車が	の時間外のため	その他		
部 局	職員の所属課・施設等							
企画部	企画管理課	1	0			○	474	
市民部	銭亀沢支所	6	0	○			153	
保健福祉部	湯川福祉課	8	7		○		645	
	亀田福祉課	14	6		○		544	
子ども未来部	次世代育成課 総合保健センター	5	5			○	1,686	
恵山支所	市民福祉課 つつじ保育園	3	0	○			2,115	
消防本部	東消防署	67	0			○	254	
教育委員会事務局	学校教育部)教育指導課	5	0			○	1,035	
	学校教育部)北海道教育センター	7	1			○	796	
病院局	函館病院 薬局	1	0			○	400	
	函館病院高等看護学院 教務課	3	0	○			963	
	函館恵山病院	4	2			○	123	
合 計		124	21	3	2	6	1	625

※ 平均稼働日数については、小数点以下を四捨五入した。

私有車を公務使用する職員については、所属する部局が8部局で、12の課・施設等が対象となっている。職員数については、多い部局から順に、消防本部が67人、保健福祉部が22人、教育委員会事務局が12人となっている。

私有車の公務使用を認める主な理由については、「時間外の外勤等の対応のため」が6件と最も多く、「施設に公用車がないため」が3件、「施設の公用車が不足しているため」が2件となっている。なお、消防本部については、東部4支所管内の消防支署・出張所の交替制職員の数を充足させるため、本来の勤務地ではない支署・出張所へ赴く際に使用を認めているというものであった。

## 7 監査意見

### (1) 公用車の保有・管理状況について

車両の保有については、企業局が53台と最も多く、企業局庁舎を含め6施設に配置しており、続いて保健福祉部の35台で7施設、環境部の30台で3施設となっている。各部局の現地調査を行い、保有・配置する目的や理由、主たる外勤用途等を確認した結果、一部配置台数において見直すべき点が見受けられた。「(2) 公用車の利用状況について」で述べることとする。

また、本庁舎では、監査対象となった車両の約15%、33台が共用車以外として各部局で配置しているが、緊急に対応すべき業務や休日・時間外の稼働に対応するためなどの理由であり、概ね妥当と判断した。

車両の管理経費等については、車両の使用目的、使用頻度によるリース契約期間の考え方などもあり、経費の高低を一概に比較することは難しいが、現地調査および担当職員から状況を聴取した結果、一部見直すべき点が見受けられた。

リース車両の仕様をハイブリッド、定員7人以上としているために契約金額が割高となっている車両があった。主に事務連絡や関係機関訪問等に使用するもので、環境問題の意識啓発や来賓対応等の

ためのものでもなく、燃料費の軽減分を考慮しても、同程度に使用する他のリース車両のコストを上回るものであり、車両の選定にあたっては、その仕様を十分検討すべきと考える。

車両管理を目的として備える車両台帳については、車両管理要綱において、その整備と総務部総務課への副本の提出を定めているところであるが、現地調査では、独自に管理しているものが大多数であり、また、副本の提出も順守されていなかった。現在、要綱上の車両台帳の整備については形骸化しているものと見受けられ、実態に即した車両管理要綱の見直しが必要と考える。

また、運転日報についても、車両管理要綱の運転日報の様式を使用していない部局があり、車両管理に係る確認項目が不足していると思われるもの、安全運転管理者等が確認を行っているか不明瞭なもの、同じ部局内にもかかわらず、異なった書式で使用しているものなどがあったことから、車両管理要綱を順守させるなど、適切に指示・指導すべきと考える。

## (2) 公用車の利用状況について

年間の走行距離については、2千km以上のものが全体の約8割を占め、そのうち1万kmを超えるものも1割ほどあった。

稼働日数については、年間100日以上稼働している車両が全体の約8割となっており、年間平均稼働日数は154日となっている。年間稼働日数が50日に満たない車両も散見されたが、「当該年度に限って外勤理由が少なかった」、「当該車両を使用して管理、監督を行う工事が減少した」という理由のものもあり、過去の実績や今年度の使用状況、今後の工事等の予定を確認した結果、その配置については概ね妥当と判断した。

ただし、公用車の配置台数については、運転日報など関係書類の審査や稼働状況等の聴取を行った結果、一部見直すべき点が見受けられた。

5台以上の車両を配置する支所の中に、車両の年間平均稼働日数

が100日に満たないものがあり、本市の開庁日を年間約240日としても、稼働日が4割を下回る車両を多数配置している状況となっている。経済性を考慮し、配置台数を見直すべきと考える。

### (3) 事故の防止対策について

安全運転管理者の配置については、概ね1施設内の1課を事業所としての最小単位とみなし、必要に応じ選任を行っているところであるが、5台以上の車両を保有していながら、安全運転管理者が未選任の施設があり、早急に是正するよう指摘する。

また、環境部庁舎の中で、最も多く車両を保有する課では安全運転管理者を選任しているが、施設全体の車両を所管するものとはなっておらず、施設内の別の課において安全運転管理員が5台以上の車両管理等を行っているものがあつた。現在の安全運転管理者の所管範囲の見直し、もしくは新規の安全運転管理者の選任等、部内で一定の整理を行う必要があると考える。

事故の防止については、平成28年度中に発生した事故のほとんどが自損事故であり、運転者は防止のための十分な注意が必要であつたと考える。公用車を運転する者においては、公務で車を運転しているという自覚を持ち、安全運転に心掛けるよう十分留意願いたい。

また、公用車の事故については、車両管理要綱の中で安全運転管理者もしくは安全運転管理員が総務部長あてに事故報告書を提出することとなっているが、このたび調査対象となつた自損事故のうち、事故報告書を作成し、部内にて回付しているにもかかわらず、総務部への報告がなされていないものがあつたことから、要綱に則つた適正な事務の執行を図られたい。

### (4) 公務使用する私有車について

平成28年度中、私有車を公務使用した職員は124人となつており、私有車の公務使用を認める主な理由としては「時間外の外勤等の対応のため」、「施設に公用車がないため」、「施設の公用車が不足

しているため」などという回答であった。現地調査の結果、いずれも前記理由に相違ないものであり、適正と判断する。「施設の公用車が不足しているため」と回答のあった施設に配置されている公用車については、年間平均稼働日数が180日を超えており、車両の追加配置を検討した経緯もあるが、駐車スペースが確保できず、現在の状況で運用をしているとのことであり、やむを得ないものと判断する。

職員の私有車の公務使用を認めている部局において、承認に係る書類等を調査したところ、任意保険、運転免許証等の写しが遺漏なく添付され、また、使用承認簿の管理も適切になされており、適正と判断する。

#### (5) まとめ

本市において、行政の迅速な対応を行うために公用車は不可欠なものであるが、その維持管理に係る経費は決して小さなものではない。財政負担の軽減のために、必要最小限で大きな成果を上げるよう、より効率的な運用が求められる。また、運転者への安全指導や車両のメンテナンス等、日頃の安全対策に対する取組の励行も重要なリスク管理と考える。

このたびの監査において、多数の車両を配置する施設の中には、一部ではあるが、共用車両として集中管理を導入しているものもあった。今後、集中管理の拡大により、これまで以上に効率化が期待できると思われるので、積極的に進めていただきたい。

事故防止の観点から、安全運転管理者においては、講習で習得した知識等の積極的な活用を図るべく、職場におけるミーティングやメーリングリストの活用など、積極的な情報発信を行い、職員の安全運転意識の高揚に努めていただきたい。

また、今年度、総務部総務課が事故発生時のリスク軽減を目的として、共用車のほか他部局の保有するすべての車両について集約し、平成29年10月から全車両の任意保険の加入を行ったところである。

補償等のリスク管理のみならず，有事の際の折衝など，職員の負担軽減という面からも大きな意義があるものとする。

このたびの監査において，公用車の効率的な配置と維持，法令等に則った安全運転管理体制の整備に資するよう，意見等を述べたところである。職員の公用車使用に係るコスト意識，また，公務員として安全運転を心掛ける意識が，より一層高まることを期待するものである。